

鹿 児 島 県 公 報

平成30年6月22日（金）第3427号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 漁船保険付保義務発生 (2件) (水産振興課取扱い) 3
- 臨時種畜証明書の交付 (畜産課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 3
- 道路の位置指定 (大隅地域振興局取扱い) 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大島支庁取扱い) 4
- 一般競争入札公告 (情報政策課取扱い) 4
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (商工政策課取扱い) 7
- 警備業交通誘導警備業務1級及び同2級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 9

告 示

鹿児島県告示第696号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成30年6月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
熊毛郡屋久島町一湊字竹山867番24, 867番26, 867番27
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第697号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年6月22日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションにじねこ	鹿屋市王子町 4505-2	特定非営利活動 法人Me-n-e t	鹿屋市札元二丁目3756番地1シ ャンボールマン ションA館102 号	鶴野 健剛	平成30年 6月30日	訪問介護

鹿児島県告示第698号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成30年6月22日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションがじゅまる	熊毛郡中種子町 野間4232-4	合同会社R O O T's	熊毛郡中種子町 野間8820-5	中村 英仁	平成30年 6月1日	訪問看護

鹿児島県告示第699号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成30年6月22日

鹿児島県知事 三反園訓

施設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞退年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
大山病院	志布志市志布志 町夏井1212番地 1	医療法人豊泉会	志布志市志布志 町夏井1212番地 1	大山 徹也	平成30年 5月31日	介護療養 施設サー ビス

鹿児島県告示第700号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成30年6月22日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションがじゅま	熊毛郡中種子町 野間4232-4	合同会社R O O T's	熊毛郡中種子町 野間8820-5	中村 英仁	平成30年 6月1日	介護予防 訪問看護

る						
---	--	--	--	--	--	--

鹿児島県告示第701号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、住用加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成30年6月22日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第702号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、喜界加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成30年6月22日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第703号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、平成29年度において臨時種畜検査を行い、種畜証明書を次のとおり交付した。

平成30年6月22日

鹿児島県知事 三反園訓

家		畜				飼 養 者	
種畜証明書番号	名 前	種 類	品 種	生年月日	等 級	住 所	氏名又は名称
平29始臨第1号	照 重 福	肉用牛	黒 毛 和 種	平成28.5.12	2 級	霧島市横川町上ノ	森元弘之
平29始臨第2号	紀 代 美			28.7.1	2 級		
平29曾於第1号	喜 勝 華			27.10.23	2 級	曾於市大隅町月野	鹿児島県肉用牛改良研究所
平29曾於第2号	金 華 勝			27.11.3	2 級		
平29曾於第3号	松 明 貴			28.6.30	2 級		
平29曾於第4号	華 姫 博			28.4.10	2 級		
平29曾於第5号	秀 春 幸			28.2.4	2 級		
平29北薩第1号	華 勝 栄			28.10.5	2 級	薩摩川内市祁答院町下手	(株)萩原人工授精所
平29北薩第2号	茂 白 清			28.5.11	2 級	薩摩郡さつま町山崎	(有)徳重和牛人工授精所
平29北薩第3号	関 百 合			28.8.14	2 級		
平29北薩第4号	真 白 1			28.9.4	2 級		
平29大隅第1号	勝 進 桜			28.3.25	2 級	鹿屋市下蔵川町	(有)坂元種畜場

鹿児島地域振興局告示第7号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年6月22日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
しえんする	鹿児島市和田一丁目24番13号	株式会社e.プレイス	鹿児島市南栄五丁目10番地3-	西牟田 美由紀	平成30年3月20日	放課後等デイサー

			402号			ビス
児童発達支援・放課後等デイサービスぱれっと・しえる	鹿児島市大黒町2番19号2F	株式会社ミネト	鹿児島市中町4番19号2F	松永 右司	平成30年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
放課後等デイサービスたんぼぼ	鹿児島市坂元町53番48号	合同会社友愛	鹿児島市坂元町53番48号	宮崎 裕子	平成30年4月1日	放課後等デイサービス
放課後等デイサービスおおぞら	鹿児島市宇宿五丁目20番8号	株式会社TSUBASA	鹿児島市下荒田四丁目40番8号	児玉 篤樹	平成30年4月1日	放課後等デイサービス
放課後等デイサービスキッズカラー	鹿児島市城西一丁目2番22号3F	医療法人泰保会	鹿児島市城西一丁目2番22号	越野 保人	平成30年4月1日	放課後等デイサービス

大隅地域振興局告示第20号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年6月22日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成30年5月31日	鹿屋市旭原町3592番地38 有限会社一里山不動産 代表取締役 福山敏昭	志布志市志布志町安楽字高尾6214番3	34.54	4.21

大島支庁告示第8号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年6月22日

大島支庁長 松本俊一

事 業 所		申 請 者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
キッズケアホームにこびあ	奄美市名瀬有屋町29番31	ホームナースほほえみ合同会社	奄美市名瀬大字仲勝630番地5	宮田 政文	平成30年5月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成30年6月22日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
業務用パソコンの賃貸借 1,458台
- (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成30年9月28日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
平成30年10月1日から平成35年9月30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成30年7月18日午後5時までに4の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。
なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。
また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成30年6月22日から同月30日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30

分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県企画部情報政策課情報システム係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成30年8月1日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年8月2日午後3時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎7階）会議室7-企-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ウ) 交付場所 (2)に同じ。
(イ) 交付期限 平成30年7月4日午後5時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県企画部情報政策課情報システム係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2384
ファックス番号 099-286-5527
- 13 その他
この調達は，世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Personal computer for general working:1,458
- (2) DELIVERY PERIOD:
28 September 2018
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 1 August 2018
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Information Policy Division
Planning Department
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-2384
FAX 099-286-5527

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので，関係書類を平成30年6月22日から4月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお，法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは，「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては，名称，代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を，平成30年6月22日から4月以内に，鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年6月22日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
エディオン鹿屋店・マックスバリュ笠之原店
肝属郡肝付町富山字上牧1008番1 外15筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前 デオデオ鹿屋店・マックスバリュ笠之原店
 - イ 変更後 エディオン鹿屋店・マックスバリュ笠之原店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ア (ア) 変更前 株式会社デオデオ 代表取締役 友則和寿
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
株式会社笠之原会館 代表取締役 日高六男
肝属郡肝付町富山1008番地1
 - (イ) 変更後 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保允誉
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
株式会社笠之原会館 代表取締役 日高六男
肝属郡肝付町富山1008番地1
 - イ (ア) 変更前 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保允誉
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
株式会社笠之原会館 代表取締役 日高六男
肝属郡肝付町富山1008番地1
 - (イ) 変更後 株式会社エディオン 代表取締役 久保允誉
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
株式会社笠之原会館 代表取締役 日高六男
肝属郡肝付町富山1008番地1
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ア (ア) 変更前 株式会社デオデオ 代表取締役 友則和寿
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 築城政雄
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
 - (イ) 変更後 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保允誉
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 築城政雄
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
 - イ (ア) 変更前 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保允誉
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 築城政雄
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
 - (イ) 変更後 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保允誉
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 柴田英二
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
 - ウ (ア) 変更前 株式会社エディオンWEST 代表取締役 久保允誉
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 柴田英二
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
 - (イ) 変更後 株式会社エディオン 代表取締役 久保允誉
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 柴田英二
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

- エ (ア) 変更前 株式会社エディオン 代表取締役 久保允誉
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 柴田英二
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
- (イ) 変更後 株式会社エディオン 代表取締役 久保允誉
広島市中区紙屋町二丁目1番18号
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役社長 佐々木勉
福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

3 変更年月日

- (1) 2の(1) 平成24年10月1日
- (2) 2の(2)のアの株式会社デオデオに係る変更 平成21年10月1日
- (3) 2の(2)のイの株式会社エディオンWESTに係る変更 平成22年10月1日
- (4) 2の(3)のアの株式会社デオデオに係る変更 平成21年10月1日
- (5) 2の(3)のイのマックスバリュ九州株式会社に係る変更 平成22年5月21日
- (6) 2の(3)のウの株式会社エディオンWESTに係る変更 平成22年10月1日
- (7) 2の(3)のエのマックスバリュ九州株式会社に係る変更 平成26年5月23日

4 届出年月日

平成30年6月6日

公安委員会公告

警備業交通誘導警備業務1級及び同2級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業交通誘導警備業務1級及び同2級検定を次のとおり実施する。

平成30年6月22日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 交通誘導警備業務1級
- (2) 交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日時，実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

- ア 交通誘導警備業務1級
平成30年9月29日（土）午前9時から午後5時まで
- イ 交通誘導警備業務2級
平成30年9月22日（土）午前9時から午後5時まで
- ウ 検定当日の受付時間
午前8時30分から午前9時まで

(2) 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

(3) 受検定員

いずれの検定も30人（受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 交通誘導警備業務1級

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けたもの

(2) 交通誘導警備業務2級

- 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの
- 4 検定方法及び内容
- (1) 交通誘導警備業務1級
- ア 学科試験
- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
 - (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 車両等の誘導に関すること。
 - (エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - (オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
- (ア) 車両等の誘導に関すること。
 - (イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
 - (ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 交通誘導警備業務2級
- ア 学科試験
- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
 - (イ) 法令に関すること。
 - (ウ) 車両等の誘導に関すること。
 - (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
- (ア) 車両等の誘導に関すること。
 - (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
- (1) 受付の期間及び時間帯
- ア 期間
平成30年7月30日（月）から同年8月10日（金）まで（県の休日を除く。）
- イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
- (2) 提出書類
- ア 交通誘導警備業務1級
- (ア) 検定規則に規定する検定申請書（別記様式第1号。以下「検定申請書」という。）
1通
 - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
2葉
 - (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。）
1通
 - (エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。）
1通
 - (オ) 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)のアに該当する場合に限る。）
1通
 - (カ) 交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(1)のイに該当する場合に限る。）
1通
- イ 交通誘導警備業務2級
- (ア) 検定申請書
1通
 - (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0セ

ンチメートル，横の長さ2.4センチメートルの写真で，その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

(ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通

(エ) 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で，受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

受検者が県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請，郵送等による申請は認めない。）。

6 検定手数料

交通誘導警備業務1級及び同2級ともに，14,000円（14,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお，検定申請書を受け付けた後は，検定手数料は返還しない。

7 その他

(1) 本検定の学科試験は，実技試験の前に行い，学科試験に合格しなかった者に対しては，実技試験は行わない。

なお，実技試験においても，合格点に達しないことが明らかになった場合は，その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し，以降の実技試験は行わない。

(2) 受検に際しては，筆記用具，室内用運動靴，ひも付き警笛及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。

(3) 合格者発表は，検定当日，検定の実施場所において行う。

(4) 検定当日，合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）